

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
菅原 貴弘	1,183,200	23.25
株式会社TSパートナーズ	508,400	9.99
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	166,600	3.27
株式会社電通	125,000	2.45
NTTコムオンライン・マーケティング・ソリューション株式会社	120,000	2.35
株式会社マイナビ	83,200	1.63
池田 弘	60,000	1.17
松井証券株式会社	60,000	1.17
日本証券金融株式会社	49,100	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	43,100	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	2 月
-----	-----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小関 誠	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小関 誠	○	該当事項はありません。	保険業界における長年の経験と経営者としての幅広い見識に基づき、公正かつ客観的な見地から、当社事業に的確な助言が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準を勘案して、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者の三者がそれぞれの監査の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、原則四半期ごとに三様監査ミーティングを開催し、各監査間の監査計画・結果の報告、情報及び意見の交換を行い、相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥山 成美	公認会計士													
本橋 広行	公認会計士													
高橋 宜治	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥山 成美	○	該当事項はありません。	公認会計士としての専門的な知見と豊富な経験に基づき、幅広い見識を当社の監査に反映することが期待できると判断し、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準を勘案して、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
本橋 広行	○	該当事項はありません。	公認会計士としての長年にわたる実務経験と情報通信企業における監査役の経験を当社の監査に反映することが期待できると判断し、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準を勘案して、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。

高橋 宜治	○	該当事項はありません。	長年の実務経験と豊富な知識に基づき、上場会社における監査役の経験を当社の監査に反映することが期待できると判断し、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準を勘案して、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
-------	---	-------------	--

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。ストックオプションの付与に当たっては、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、取締役会において業績等に対する貢献度を考慮し、総合的に勘案し決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。取締役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会決議により、その限度額を決定しております。各取締役に対する個別報酬額は、取締役会決議により決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役および社外監査役へのサポートは、管理部にて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- a 取締役及び取締役会
取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成され、事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行い、業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。原則として、毎月1回の取締役会の開催に加え、必要に応じて、臨時取締役会をその都度開催しております。
- b 監査役及び監査役会
監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む日常活動の監査を行っております。監査役は各自が豊富な実務経験と専門的知識を有しており、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、取締役及び従業員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、会計監査人の監査計画の把握、内

部監査状況の把握を行い、監査の実効性確保に努めております。

c 内部監査

当社は、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が指名する内部監査担当者1名が所属する部署を除き、年度計画に基づき内部監査業務を実施しております。内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役社長が別部署から任命し、相互に牽制する体制としております。会社の財産及び業務を適正に把握し、業務執行が法令や社内規程に違反することのないよう、内部牽制体制を構築するとともに、定期的に内部監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長に報告し、改善の必要ある場合は是正指示を出しております。内部監査担当者が、内部監査の計画及び結果等に関して監査役会に報告し、意見交換をする等、監査役会との連携を構築しております。

d 会計監査の状況

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、各監査機関での監査計画・監査結果の報告等、情報共有のための意見交換を定期的に行い、緊密な相互連携の強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しているほか、内部監査担当者による監査を実施しており、各機関の相互連携により、経営の公正性、健全性、効率性及び透明性の確保が図られていると考えております。さらに、社外取締役1名および社外監査役3名を選任することにより、客観的かつ中立的な経営監視機能を有効に機能させております。これらにより、経営の健全性、透明性およびコンプライアンスが高まり、ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できることが期待されることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の設定については、集中日を回避した日程としたいと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	全ステークホルダーに対して、適時適切にIR活動を実施していく方針であり、コーポレートサイトにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時に、定期的な開催を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	コーポレートサイトを活用してIRサイトを開設し、速やかな情報発信をしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が所管しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はすべてのステークホルダーに対して企業活動に関する適時・適切な開示を行うことは当然の責務であると考えており、ステークホルダーの立場の尊重について規定する方針であり、迅速且つ正確な情報開示を実践してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは企業としての責務であり、この責任を果たすことが必要不可欠であることを十分に認識しており、コーポレートサイトを活用して情報を発信しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通して、取締役の職務執行が、法令、定款及び諸規程等に適合することを確保しております。取締役及び従業員は、企業倫理の確立並びに法令、定款及び諸規程等の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守しております。また、推進体制として「コンプライアンス委員会」を設置し、研修及び点検等を通じて、コンプライアンスの維持向上を図っております。内部監査において法令、定款及び諸規程等の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行っております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報について、適正に記録し、諸規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切な保存・管理を行っております。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスクマネジメント規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施しております。経営をめぐる各種リスクについての総括的管理体制として「リスクマネジメント委員会」を設置し、各種リスクへの対応状況を検討し定期的な評価と新たなリスクの特定を行い、対応策を実施することにより、リスク解決を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告しております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。経営に重大な影響を与える危機が発生した場合には、代表取締役社長を責任者とした対策本部を設置し、損失を最小限に抑えるとともに早期の回復に努めます。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議及び決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議及び評価を行っております。取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会において経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。また、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた業務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化しております。

e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

諸規程等に基づき、適正な業務運営のための体制を整備するとともに、定期的又は臨時に内部監査を実施し、内部統制の整備運用を推進し、改善策の指導、実施の支援及び助言等を行っております。

f 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関わる事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合、補助する業務内容に応じて適切な人材と人員を選出しております。当該従業員については、取締役からの独立性と指示の実効性を確保するために、監査補助業務については監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとしております。当該従業員は、監査補助業務を他の業務に優先して従事するものとし、当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要することとしております。

g 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役が出席する取締役会その他重要な会議を通して、経営、財務及びコンプライアンスの状況、事業の進捗状況、経営の重要事項を定期的に報告しております。取締役及び従業員は、その職務遂行に関して不正行為、法令又は定款に違反する重大な事実の発生、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生等があった場合には、直ちに監査役会に報告します。監査役は、いつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとし、報告を求められた取締役及び従業員は遅滞なく監査役に報告しております。また、当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の取締役及び従業員と同様に、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生等があった場合には、直ちに監査役会に報告します。当社の監査役は、必要に応じて、子会社の取締役及び従業員に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、子会社の監査役に対し、監査の状況の報告を求めることができるものとしております。

h 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度規程を策定し、取締役及び従業員が内部通報制度を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な合理的根拠に基づき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取扱いを行わず、かつ当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護しております。

i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。また、緊急又は臨時に支出した費用等についても、当社が事後的に負担しております。監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用等について、予め予算を計上できるものとしております。

j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性及び効率性について監督しております。また、監査役は、弁護士や公認会計士等の外部専門家並びに内部監査担当者等と緊密な連携を図るとともに、代表取締役社長との間で監査全般に係る意見交換の会合を定期的に開催しております。

k 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のために「財務報告に係る基本方針」を定め、これに基づく内部統制の整備運用を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関連法令等との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、有効性向上のための取り組みを行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的責任ある企業として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織的に毅然とした姿勢で対応することとしております。暴力団を始めとする反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを定めております。また、反社会的勢力の排除・防止体制として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、所管部門を管理部として運用を行っております。さらに、所轄警察署の相談窓口や公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会との関係を強化するべく、不当要求防止責任者を選任しており、反社会的勢力との関係の排除の徹底を図っております。万一、問題が発生した場合には、必要に応じて弁護士等の外部専門家や警察に相談するとともに、取締役会を機動的に開催し、適切な処置をとることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の整備に向けた取組み

当社は、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けており、開示事項が発生した場合は取締役会での決定後、適時・適切に開示を行う方針であります。

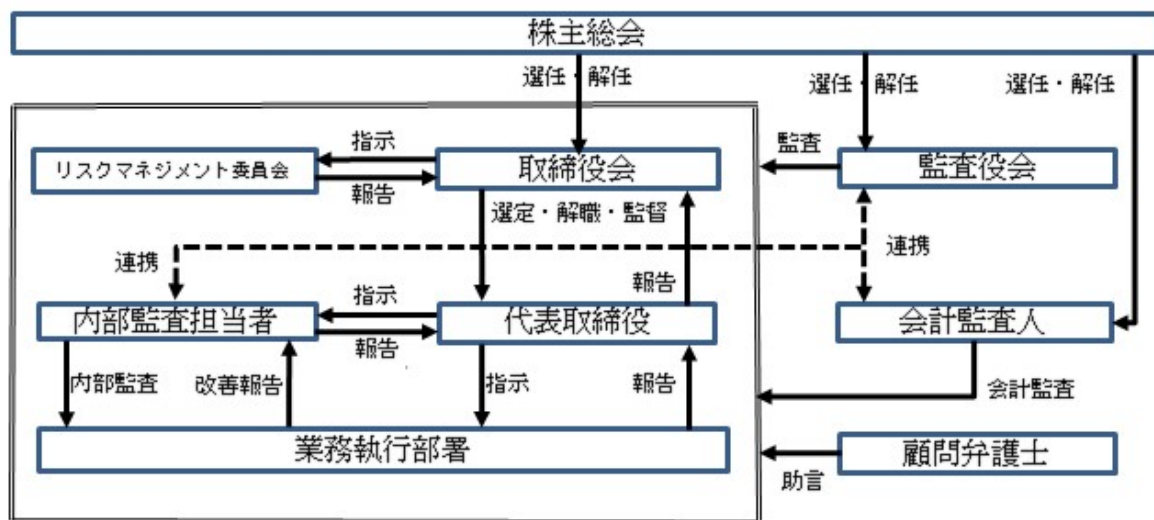
開示に当たっては、制度的開示のみならず、自発的なインベスター・リレーションズ活動、コーポレートサイトを活用した情報発信を行う方針であります。

収集された情報は、逐次、適時開示責任者である取締役管理部長に集められ、所要の検討・手続を得たうえ、適時・適切に公表しております。

決算公表に関しましては、投資家の投資判断に資するため、できるだけ早期に公表を行うための対応を行う方針であります。

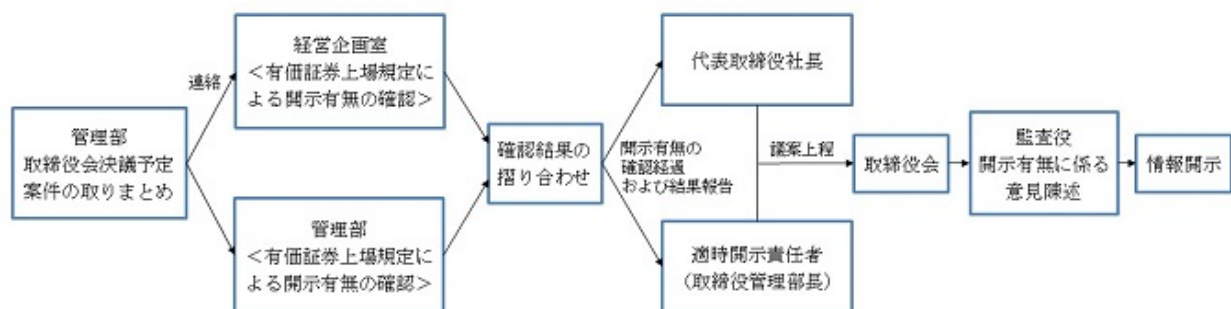
取締役及び従業員に対する周知・啓蒙については、経営者のディスクロージャーへの取り組み方針や、開示情報の項目等について、インサイダー取引防止策とともに、随時実施しております。

コーポレートガバナンス体制図



適時開示手続き

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<発生事実>

